



I. アジア危機管理ネットワーク

2015年

10月号

II. シンドラー社製エレベーター死亡事故に係る東京地裁判決について

I. アジア危機管理ネットワーク

執筆者: 渋谷 卓司

最近、日本企業のお客様から、アジアの危機管理ネットワークについてお問い合わせを受ける機会が多くなっています。たとえば、自社のアジア拠点が現地当局に摘発されたり社員が逮捕された際に、すぐに対応できる態勢があるかといったお問い合わせです。当事務所では、そのようなニーズに応えるべく、アジアにおける危機管理対応を継ぎ目なくできるネットワークの構築・拡充に努めています。私ども危機管理弁護士は、案件を通じてアジアの法律事務所と協働するだけでなく、当事務所の各アジア拠点とも連携し、刑事事件等危機対応に強みを持つ現地法律事務所・弁護士を訪問し面談・意見交換するなどして、何かあったときにはすぐに連絡し動いてもらえる関係作りをしています。

アジアの少なくとも一部においては、公務員の腐敗問題等もあって、ビジネス上の紛争等を発端とする捜査当局への虚偽告訴・規制当局への虚偽告発が、容易に当局による逮捕・摘発に繋がるといった、日本では想定しにくい危機管理案件が発生するリアルリスクがあります。海外でそうした事態に直面した場合、それがいかなる法的根拠・手続によるものか、事態がどのように推移していくのかを適確に把握することは容易ではありません。そこで、速やかに事態を把握し対策を講じるためには、現地の法制はもちろん、政治情勢等も含め現地事情に精通した「緊急避難先」としての法律事務所・弁護士の存在が不可欠となってきます。

もちろん、どの法律事務所でもその役割が果たせるわけではありません。ともすれば、当局等と関係の深い法律事務所であればうまく話をつけてくれるのではないかと考えがちですが、安易に「現地流」の解決に持ち込まれてしまっただけでかえって禍根を残すことになりかねません。敢えて端的な例を挙げれば、相手方の贈賄により虚偽告訴による逮捕がなされたとしても、釈放してもらうために当局に贈賄したりすることはもとよりできません。贈賄は極端にしても、不透明な経過等を辿って事態の収束が図られたような場合、仮にその場はそれで収まったとしても、政権交代や政府部局内の派閥抗争・勢力争い等により、後日、処理の適否が改めて問われ、より大きな問題に発展する(政敵叩きの道具にされる)ことにもなりかねません。そもそも、こうした危機管理案件対応において問われるのは「日本企業としての振る舞い」ですので、ルールに則った対応、すなわち、現地法上正当であることはもとより、日本における企業倫理の観点から見たときに、後ろ指を指されないような対応をする必要があります。仮に当該対応が現地基準としては許容範囲のものだったとしても、「日系企業としての問題事案への対応」として適切さを欠くものであれば、本社も含め企業グループ全体が有形・無形のダメージを負うことになります。起用する法律事務所・弁護士は、有能で現地事情に通じていることはもとより、この点をよく弁えていて、十分信用に値するものであることが必要です。であればこそ、このアジア危機管理

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ネットワーク構築においては、非常に重要になる案件を協働したり実際に会って意見交換をしてその点を確認信頼できるパートナーを確保することが肝要だと考えている次第です。



しぶや たかし
渋谷 卓司

西村あさひ法律事務所 弁護士

ta_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理、コンプライアンスを中心とする企業法務に従事。国際カルテル・外国公務員贈賄問題対応、会計不正等に関する調査・当局対応、アジア拠点をはじめとする海外子会社等の役員・職員による不正・不祥事に対する調査・法的措置・再発防止策に関する助言、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポートしている。1990年慶應大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修士(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。

Ⅱ. シンドラー社製エレベーター死亡事故に係る東京地裁判決について

執筆者:平尾 覚

シンドラーエレベーター株式会社製のエレベーターで発生した死亡事故につき、本年9月29日、東京地方裁判所は、業務上過失致死罪で起訴されたシンドラー社の社員に対して無罪を言い渡し、同社製エレベーターの保守点検業務を受託していたSECエレベーター株式会社の代表取締役ら3名に対して執行猶予付きの懲役刑を言い渡しました。

平成10年に納入されたこのエレベーターは、ブレーキドラムをライニング付きのブレーキアームが挟み込むことによって各階に停止させる構造となっていました。ブレーキコイルの短絡が原因でブレーキアームのライニングが接触したままブレーキドラムが回転する状態となり、ライニングが摩耗するに至りました。ブレーキアームの可動範囲は、プランジャーと呼ばれる部品の可動範囲による限界がありましたが、ライニングが摩耗することでプランジャーの可動範囲が限界を超え、ブレーキアームもそれ以上内側に閉じることができなくなり、ブレーキアームがブレーキドラムを挟み込む力が弱くなった結果、エレベーターの静止状態を保持することができなくなり、平成18年6月、当時高校生であった被害者がカゴと乗降口の外枠に挟まれ死亡するという事故が発生しました。

このエレベーターの保守点検は、製造元であるシンドラー社から保守点検業者Aに引き継がれ、その後、平成18年4月から、SEC社が保守点検業務を行うこととなりました。裁判における最大の争点は、ライニングの摩耗がいつ発生したかでしたが、裁判所は証拠を検討の上、シンドラー社が保守点検を行っていた期間においてはライニングの摩耗が発生していなかったと認定し、そうである以上、シンドラー社の社員は、本件死亡事故が発生することを予見することは不可能であったと認定し、無罪を言い渡しました。業務上過失致死罪における「過失」が認められるには、死亡という結果が発生することを予見でき、かつその結果を回避することが可能であったにもかかわらず、それを怠ったと認められる必要があります。本件死亡事故の原因となったのはライニングの摩耗であり、あくまで裁判所の実事認定を前提とすれば、シンドラー社の社員が無罪となったのは自然な結論であったと思われます。

他方、裁判所は、SEC社代表取締役ら3名については過失が認められるとして有罪を言い渡しました。ただし、裁判所は、SEC社が保守点検を実施した時点においてライニングの摩耗が生じていたと認定したものの、他方で、SEC社代表取締役らが、ライニング摩耗の予兆といえるような現象を認識していたと認定したわけではなく、また、ライニング摩耗が発生する危険性を具体的に認識していたと認定したわけでもありません。それどころか、裁判所は「(SEC社の担当者)は異常摩耗の兆候に気づかなかった。」と認定し、また、情状について述べる中で「(ライニングが摩耗することで)本件のような事故が起きることは想定されていなかった。」「このようにみると、(SEC社代表取締役ら)においても、本件のような死亡事故が発生することについて主観的な予見可能性はそれほど高いものではなかった」とすら述べています。

裁判所が問題視したのは、SEC社の保守点検体制という業務遂行のあり方そのものでした。シンドラー社製エレベーターのブレーキは特殊な構造となっており、他の主要メーカーのエレベーターと異なり、ブレーキアームの可動範囲を決定する要因となるプランジャーの可動状況を目視することができない構造となっていました。そのため、他の保守点検業者においては、保守点検の

実施を開始するに当たってブレーキを分解の上、プランジャーの可動限界を把握し、保守点検ごとにプランジャーの移動量を計測するなどしてブレーキドラムとライニングとの間に適正な隙間が確保されているか確認するなどして行っていました。ところが、判決によれば、SEC 社においては、エレベーターの保守点検の方法は製造メーカーによって異なるのではなく五感の作用に基づいて行えば足るとの考え方にに基づき、本件エレベーターの保守点検を開始するに当たってブレーキを分解してその構造を確認することはせず、結局、プランジャーの可動限界も把握していませんでした。

裁判所は、本件とは性質の異なるエレベーター事故について、SEC 社が外部機関から保守点検体制を問題視されたことがある旨指摘した上で「SEC において従前の保守点検体制等を継続すれば、SEC の保守点検員が担当機種について適切な保守点検方法等を理解せずに保守点検を行うことにより、エレベーターのブレーキ部分等の異常や故障に気づかず、戸開走行事故等の人身事故が発生するという具体的な因果の流れについて十分に認識、予見できたといえる。」とし、それにもかかわらず保守点検体制を改めなかった点を捉えて、SEC 社代表取締役らの過失責任を認めました。

企業活動に伴って発生した死傷事故に関連して企業関係者の刑事責任が問われた事案は多数ありますが、それらの事案と比較しても、本判決は、企業関係者に対して広範な注意義務を科した事案であるように思われます。

従来の裁判例において、企業関係者の刑事責任が問われてきた典型的な事例は、たとえば過去に同種の事故が発生していた、具体的な事故発生危険性が指摘されていたなど、死傷事故の予兆となる事象が発生していたり、死傷事故発生可能性が顕在化していた事例です。すなわち、従来の裁判例の大勢は、死傷事故の発生を具体的に予見できるか否かを問題とし、そうでない場合には過失の存在を否定するとの立場に立っていました(なお、多数の死傷者を出した生駒トンネル火災死傷事故につき、最高裁判所は、ケーブル工事に際してアースを取り付けなかったために、当時知られていなかった現象である炭化導電路が形成され分岐接続器が過熱発火したことが火災の原因であるとしながらも、具体的な因果の流れが予見できなかったとしても、電流が大地に流れず、本来流れるべきでない部分に長期間流れることによって火災の発生に至る可能性があることを予見できたとし、過失責任を認めています。この事案においても、因果の流れはともかくとして、火災という具体的な結果が予見できたことが過失責任を問う前提となっています。)

本判決も、SEC 社代表取締役らは「戸開走行事故等の人身事故が発生するという具体的な因果の流れについて十分に認識、予見できたといえる」と判示し、従来の裁判例と同様の考え方に立つことを明らかにしています(厳密には「具体的な因果の流れ」を問題にしている点はやや特異ですが、具体的な結果を予見できたとの趣旨と思われれます。)

しかし、本件事故が発生した原因は、ライニングが摩耗してエレベーターが静止状態を保持できなくなったことにあります。裁判所自身が「(SEC 社の担当者は)異常摩耗の兆候に気づけなかった。」「(ライニングが摩耗することで)本件のような事故が起きることは想定されていなかった。」と判示していることにかんがみれば、果たして、本件事故による人の死亡という結果が具体的に予見できたといえるのか、疑問を持たれる方も多いかもかもしれません。やや不正確になることを承知で要約するならば、裁判所は「不適切な保守点検体制を維持すれば、何らかの事故が起きかねないことは予見できたのだから過失責任が認められる」と言っているようにも思えるかもしれません。

裁判所がこのような判断をした大きな理由は、裁判所が判示しているように「エレベーターは、電気等で駆動し、不特定多数の人に建物等における上下の移動についての利便性を提供するものであるから、常に不具合や事故の危険性をはらんでいる」という点にあると思われれます。「常に不具合や事故の危険性をはらんでいる」のであれば、エレベーターが静止状態を保持できなくなる原因については具体的に予見できなくとも、適切な保守点検を欠けば、エレベーターが静止状態を保持できなくなるという事故が発生することは具体的に予見できたと考えているのだと思われれます。

報道によれば、SEC 社代表取締役らは控訴したとのことであり、本判決が確定するわけではありませんが、本判決は特に製造業や保守点検業に携わる企業関係者に大きな警鐘を鳴らすものだと思います。

仮に人の生命身体に対する潜在的な危険性が高いものを取り扱うのであれば、事故の予見可能性が認められる範囲は広がると考えるべきであり、少なくとも業界水準に達した事故防止のための措置を講じる必要があります。いわゆる「ヒヤリハット」といった事故の予兆がなかったとしても、また、事故発生可能性が社内等で具体的に指摘されていなくても、仮に、他の同業者と同水準の措置を講じていなかったとすれば、そのことをもって刑事責任を問われることになりかねません。

SEC 社側は、本件裁判において、保守点検開始前にブレーキの分解調査を行うことは、エレベーターが設置された建物の所有者らに経済面での負担を課し、利用者には利便性での不都合を強いることとなると主張したようですが、裁判所は「エレベーターのブレーキ部分の故障や不具合は、負傷や死亡といった重大な人身事故に直結するものであるから、この程度の負担はやむを得ないというべきである」と一蹴しています。

もちろん、事業活動を行う上で、利便性やコストを度外視する訳にはいきません。しかし、いざ死傷事故が発生した場合、利便性やコストは、企業として当然取るべき安全措施をとらなかったことを正当化する事情とはなり得ないことにも注意が必要です。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 弁護士

k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。